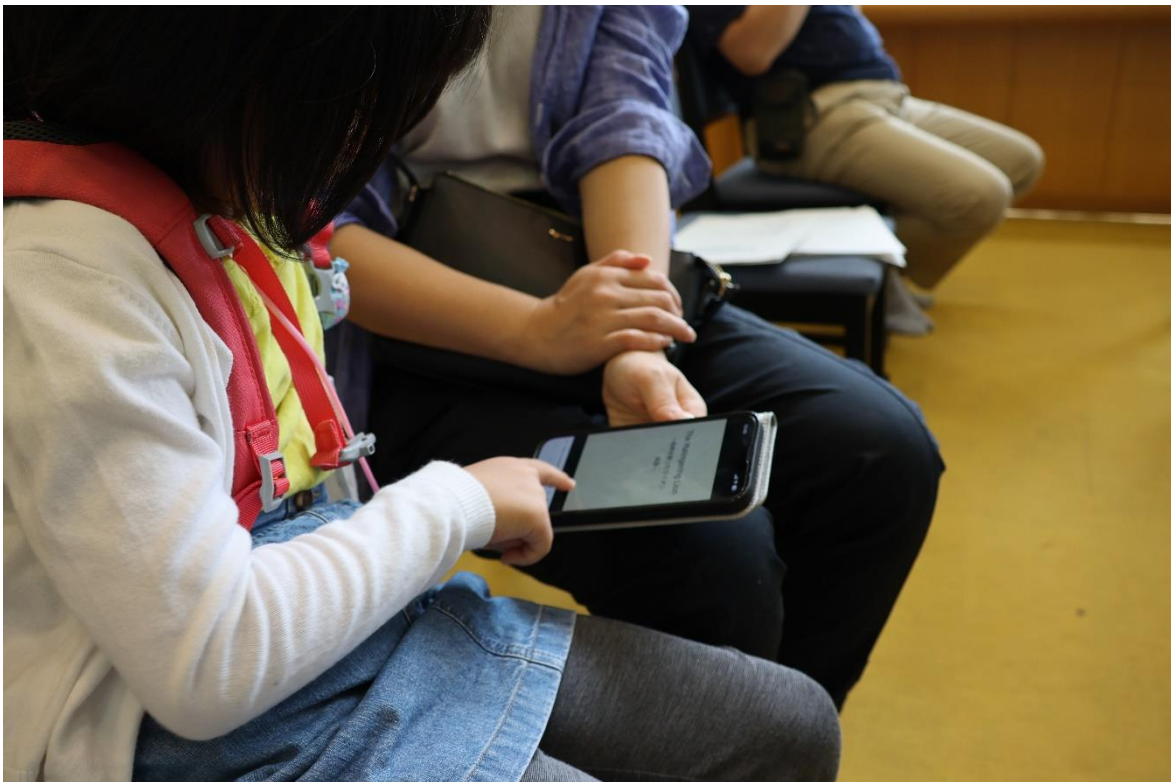


昭和村電子図書館蔵書計画

令和6年度～令和10年度



令和6年4月

昭和村教育委員会

目 次

I	はじめに	・・・ 2
1	昭和村電子図書館蔵書計画策定の背景と目的	・・・ 2
2	計画の位置づけと期間	・・・ 3
3	昭和村電子図書館の蔵書構成と利用状況	・・・ 3
II	各方針及び基準	・・・ 4
1	電子図書収集・蔵書管理等基本方針	・・・ 4
2	電子図書収集の基準	・・・ 4
3	「昭和村らしい電子図書館」の構築に向けて	・・・ 7
4	他自治体との共同運用について	・・・ 9
5	年次書籍購入・収集計画	・・・ 10

I はじめに

1 昭和村電子図書館蔵書計画策定の背景と目的

このたび、令和3年3月に策定した第6次昭和村振興計画（以下「振興計画」という）の「基本目標2心地よく暮らせるむら 施策項目1ウェルビーイングの確立」の中で、社会教育をはじめとする様々な生涯学習事業が展開され、学びの機会が創出されることにより、学ぶ楽しみを通じた「生きがいつくり」を、村が目指す姿に位置づけたところです。

そこで、村民全員に等しく読書を通じた学びの機会を提供することを目的に、令和5年10月に昭和村電子図書館（以下「電子図書館」という。）を開館いたしました。

今回、計画策定にあたっては、村民の利便性向上として幅広い蔵書を整えるため、図書収集・蔵書管理等に係る基本方針及び年次計画を定めることを目的としています。

電子図書館は、村民の主体的な学習活動や、子どもたちからの読書習慣の育成に活用するとともに、村民の多様化するニーズや、新しい時代の流れに対応した取り組みが期待されています。

本計画は、図書館の使命を図書・情報の提供であると捉えるとともに、誰にでも開かれた「知の拠点」として村民の一人ひとりに寄り添い、より豊かな暮らしや、むらづくり、むらの魅力向上に資するため、「一人ひとりの学びを支え、人と人、むらと未来をつなぐ電子図書館」をめざします。

2 計画の位置づけと期間

本計画は、「昭和村教育大綱」をはじめ、「昭和村子どもの読書活動推進計画」「昭和村教育振興基本計画」の関連計画に位置づけ、「振興計画」と整合を図り、個別計画として、事業を展開していきます。

計画期間は、利用者ニーズの変化や出版物の動向、技術発展などを考慮し、令和6年度から令和10年度までの5ヶ年とします。

3 昭和村電子図書館の蔵書構成と利用状況

(1) 蔵書構成

電子図書館の蔵書構成にあたっては、利用者ニーズや利用状況、情報が最新のものか、課題解決につながる資料かどうかなど、様々な観点から選書を行い、バランスのとれた蔵書構成を保つよう配慮します。

(2) 蔵書の利用状況

蔵書計画に沿った選書に基づいて購入した電子図書が、利用に結びついていくかどうかの検証を行います。

利用者ニーズや蔵書構成、蔵書回転率などを検証しながら、蔵書が効果的に利用されるよう適切な選書を行います。

Ⅱ 各方針及び基準

1 電子図書収集・蔵書管理等基本方針

電子図書収集・蔵書管理等基本方針は、電子図書館の電子図書収集と蔵書管理等にあたっての基本的な姿勢と枠組みを示すもので、魅力ある蔵書の構築を目指すものです。

電子図書館は、「図書館法（昭和25年法律第118号）」及び「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会採択）の精神を尊重し、電子図書館の役割、社会的な動向を考慮しながら、「振興計画」の基本目標達成のために、地域の読書活動拠点として、必要となる図書や情報を幅広く収集するとともに、地域資料の収集・保存・提供に努め、すべての村民の多様な図書館活用を支援する蔵書構成を構築します。

2 電子図書収集の基準

(1) 電子図書の収集基準

電子図書の収集基準は次のとおりとします。

収集する電子図書は、一般図書、児童図書、参考図書、地域資料、行政資料、図書館利用に障がいのある人のための図書、その他村の施策上必要とする図書とします。

出版されている電子図書の販売モデルは、買切り型と期間貸出回数制限型の2種類があり、永年使用できる買切り型での購入を優先としますが、必要

に応じて、期間貸出回数制限型での購入もします。

(2) 種別電子図書の収集基準

種別電子図書の収集基準は次のとおりとします。

ア 一般図書

村民の文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等の基本的資料を中心として、各分野にわたり幅広く収集します。

イ 児童図書

絵本や読み物から調べ学習に役立つ参考図書など、子どもの発達段階に応じた学習、課題解決、読書習慣の形成と継続に役立つ資料を収集します。英語教育に力をいれるため、児童向け英語図書や読み上げ対応の図書（以下「オーディオブック」）を収集します。

ウ 参考図書

村民の調査研究のために必要な辞典、事典、名鑑、目録、書誌、地形図などの参考図書を幅広く収集します。

エ 地域資料

昭和村及び近隣自治体の個人及び団体が発行した地域の内容を記した資料

は、必要に応じて専門業者に電子化を依頼し、電子図書館で貸出を行えるようにします。

オ 行政資料

村民が村政に積極的に参画する助けとなり、身近な生活情報を得るために本村が発行した資料については、計画書、報告書、統計書などを電子図書館で貸出を行えるようにします。国、福島県及び県内各市町村に係わる資料は、基本的な資料を中心に必要に応じて専門業者に電子化を依頼し、電子図書館で貸出を行えるようにします。

カ 図書館利用に障がいのある人のための図書

通常図書を利用することが困難な村民に対し、各種類別に「オーディオブック」を収集します。

キ その他村の施策上必要とする図書

その他、本村が進める施策にとって必要と判断される図書を収集します。

3 「昭和村らしい電子図書館」を構築に向けて

電子図書館が生涯を通じて、村民が有意義な時間を過ごす「居場所」となり、村民一人ひとりの読書活動による知との出会いによって学びが深められ、より深められた学びによって高められた知の発現の場となることを目指します。

さらに人々が地域に親しむとともに、世代を超えてさまざまな交流活動を楽しみ、交流活動によって生み出された新たな知が本村の文化として蓄積され、次なる学びへと結びついていく知をめぐる学びのサイクルの実現を図ります。

村民の誰もが昭和村の魅力を共有し、その喜びを展開し、地域課題解決につながる蔵書づくりを次のとおり進めます。

(1) 子ども・青少年の育みを支え、見守る読書活動

子どもの生きる力を育む自発的な読書を支え、子育て世代が求める様々な情報と空間を提供するとともに、明日の昭和村を担う若い世代がその可能性を大きく伸ばす居場所となることを目指します。

ア 子育てを応援する電子図書館の充実

- ・ 幼児向けの絵本などの充実を図る
- ・ 保護者向けの育児や子育て支援に関する電子図書館を導入し、子育て世帯の負担軽減に努めます。

イ 子どもの感性と生きる力を育む

- ・子どもが自主的に読書する習慣を身につけ、本を通して感性や創造性、思考力など生きる力を育むことを目指します。
- ・子どもの発達段階に応じ、読書を通じて楽しみながら創造力や思考力を伸ばし、知識を広げることを目指します。
- ・子どもたちの疑問や好奇心に応えられる調べ学習及び人権や多文化共生について学べる環境を目指します。
- ・弱視や発達障害、ディスレクシア（識字障害）など、活字図書そのまま読むことが困難な人が幼少期から読書に親しめるよう、読書の障害を取り除き、または軽減するために、今後の技術発展に応じ、必要な対策に努めます。

ウ 将来像の構築に向けて

- ・読書を通じて、グローバル化・多様化社会に柔軟に対応する力を高めることを目指します。
- ・将来の進路、職業選択の参考となる図書の他、スポーツ、音楽、ICT、芸術等に関する電子図書を収集し、自身の将来・職業選択について考え、可能性を大きく伸ばす居場所となることを目指します。

(2) 知の出会いとその蓄積の場の創出

暮らしや仕事など日常生活の中での疑問・課題を解決するための図書、趣味や娯楽に関する図書、資格・就業・キャリアアップ等に関する情報など利用する村民に、いつでも必要な図書の提供に努めます。

(3) 村民の誰もが利用しやすい図書館を目指して

すべての村民が等しく図書館サービスを利用していただくために、村民の誰もが気軽に利用し、本を選ぶ楽しさ、新たなことを知る喜びを得ることができる場所を目指します。そのために、情報機器の活用に懸念を抱く人も気軽に利用できるよう、利用方法の周知を行います。

4 複数の自治体による共同運用について

電子図書館の「どこからでも利用できるメリット」を活かし、複数の自治体で共同運用することで、村民に限らず誰もが利用できる電子図書館を目指していきます。

具体的には、国補助金による維持管理費負担が終了する令和8年度までに複数の自治体による共同運用開始を目指していきます。

5 年次書籍購入・収集計画

(単位：冊)

年度	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
年度別 書籍購入 (予定数)	1, 000	1, 500	1, 500	2, 000	2, 000
地域資料 の電子化 (予定数)	20	20	20	20	20
蔵書数 (予定数)	13, 000	14, 500	16, 000	18, 000	20, 000

※ 書籍の購入には1冊あたり、1, 000円を想定している。